



公表用評価レポート

株式会社ジャックス向け証書貸付に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス評価

株式会社 SBI 新生銀行 サステナブルインパクト推進部 評価室

評価種別 ポジティブ・インパクト・ファイナンス

発行日 2025年1月31日

■ 評価対象案件概要

借入人	株式会社ジャックス
分類	証書貸付
金額	50億円
実行日	2025年1月31日
最終期日	2028年1月31日
資金使途	事業資金

■ 本評価の目的

本評価は、評価対象案件のポジティブ・インパクト・ファイナンスとしての適格性を評価することを目的とする。評価実施内容には、(1)対象案件が、国連環境計画金融イニシアティブ（以下、「UNEP FI」）が公表するポジティブインパクト金融原則（以下、「PIF 原則」）¹の原則 1 が示す定義を満たすかの評価と、(2)貸付人が評価対象案件を PIF 原則に沿って組成・実行しているかの 2 つの観点を含む。このうち(1)については、実施されたインパクト分析における、PIF モデルフレームワーク²で例示されるアプローチやツールの採用状況に係る確認結果概要についても示す。また、評価にあたっては、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースが公表している「インパクトファイナンスの基本的考え方」及び「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」³との整合性も図る。

なお、株式会社 SBI 新生銀行（以下、「SBI 新生銀行」）では、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス実施フレームワーク」を策定し、同フレームワークの PIF 原則への適合性等について、DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社より第三者意見を取得している。

¹ UNEP FI Principles for Positive Impact Finance, <https://www.unepfi.org/wordpress/wp-content/uploads/2017/01/POSITIVE-IMPACT-PRINCIPLES-AW-WEB.pdf>（アクセス日：2025年1月17日）

² UNEP FI, Model Framework: Financial Products for Unspecified Use of Proceeds, <https://www.unepfi.org/publications/model-framework-for-financial-products-for-corporates-with-unspecified-use-of-funds/>（アクセス日：2025年1月17日）

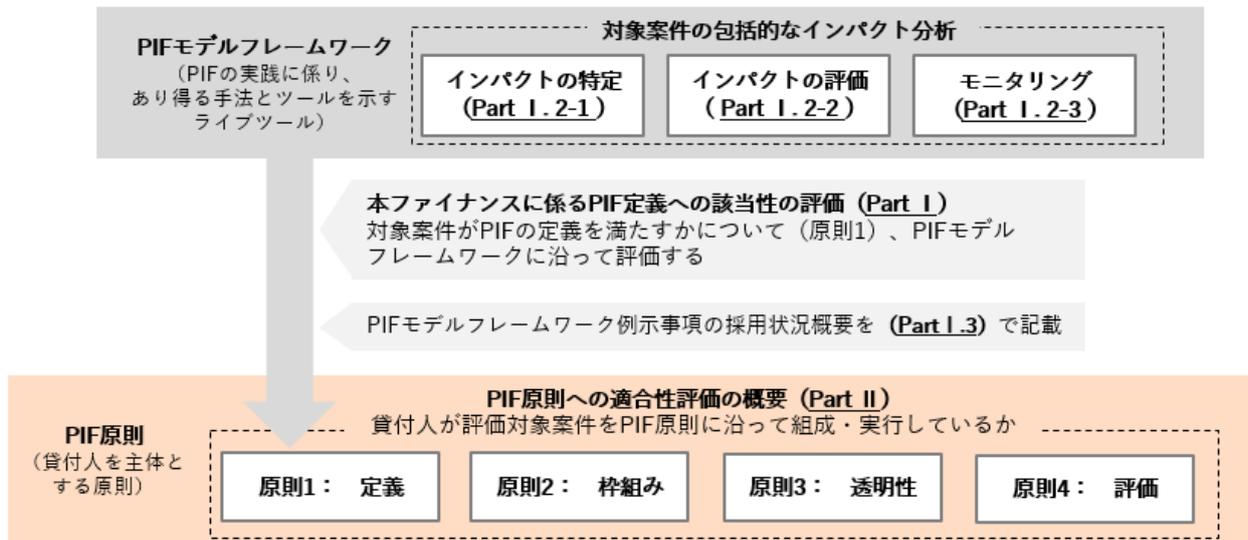
³ 環境省 ESG 金融ハイレベルパネル ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース, 「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」, <https://www.env.go.jp/content/900517271.pdf>（アクセス日：2025年1月17日）



■ 本評価書の構成

「本評価の目的」に記載のとおり、本評価は評価対象案件にポジティブ・インパクト・ファイナンスとしての適格性が認められるかを評価することを目的としている。評価の内容には大きく①評価対象案件がPIF原則の原則1が示す「ポジティブ・インパクト・ビジネス」の定義を満たしているかの評価と、②貸付人が対象案件をPIF原則に沿って組成しているかの、2つの観点を含む。前半のPart Iでは①を、Part IIでは②を評価することとし、このうちPart Iの末尾では、Part Iで実施されるインパクト分析において、PIFモデルフレームワークが例示する事項がどの程度採用されているかについても確認を行う。

PIF原則及びPIFモデルフレームワークと本評価書等の対応関係は以下のように整理される。



目次

■ 評価結果概要	4
Part I : 本ファイナンスにかかる PIF 定義への該当性の評価	6
1. 借入人の概要	6
2. 借入人に係る包括的なインパクト分析	11
2-1. インパクトの特定	11
2-2. インパクトの評価	16
2-3. モニタリング	25
3. PIF モデルフレームワーク例示事項の採用状況について	27
Part II : PIF 原則への適合性について	28
本評価の最終結論	29



■ 評価結果概要

サステナブルインパクト推進部サステナブルインパクト評価室（以下、「評価室」）は、①評価対象案件が PIF 原則の原則 1（定義）を満たしていること、②貸付人は対象案件を PIF 原則に沿って組成していることを確認し、その結果として評価対象案件はポジティブ・インパクト・ファイナンスとして組成されるものであると評価した。上記①及び②の評価結果概要は、それぞれ以下のとおりである。

① 評価対象案件の PIF 原則 1 定義への該当性について

貸付人である SBI 新生銀行は、借入人について包括的なインパクト分析を実施し、特に重要性の高いインパクトをコア・インパクトとして特定した。評価室は、特定されたコア・インパクト及びそれに対応する KPI の内容が適切であること、また借入人のインパクトマネジメント状況等を踏まえると、評価対象案件は PIF 原則が定義するポジティブ・インパクト・ビジネスに該当すると判断した。

	特定されたコア・インパクト	対応する活動	KPI
1	資源及びサービスの入手可能性、アクセス性、手頃さ、質（金融） 気候の安定性	ファイナンスサービスを通じた脱炭素の推進	太陽光ローン取扱高 蓄電池ローン取扱高
2	公平性と正義（ジェンダー平等）	ダイバーシティ&インクルージョンの推進	課長職以上・課長職に次ぐ階層で部下を持つ女性社員割合
3	健康と安全	健康経営の推進	平均超過勤務時間（月間）

※なお、表内の文字色は、後述の Impact Radar の色に対応している。以降の表についても同様である。

（この頁、以下余白）



② PIF 原則への適合性について

以下のとおり、貸付人である SBI 新生銀行は本ファイナンスを PIF 原則が示す要件を充足するプロセスや手順で組成・組成しており、本ファイナンスは同原則に適合するものであると判断した。

PIF 原則	評価結果	評価概要
I：定義 対象となるファイナンスについて、持続可能な発展の3つの側面（経済・環境・社会）のいずれにおいても潜在的なネガティブインパクトが適切に特定・緩和され、少なくとも1つの側面においてポジティブインパクトをもたらすこと。	適合	貸付人である SBI 新生銀行は本ファイナンスについて、UNEP FI が公表する PIF モデルフレームワークの例示事項を採用してインパクトの包括的分析を実施している。評価室は、評価対象案件についてポジティブ及びネガティブ両面でのインパクトが特定されていること、このうち潜在的なネガティブインパクトについては借入人が必要なリスクマネジメントを行い緩和・低減に努めていることを確認した。
II：枠組み PIF の実施主体は、投融资しようとする事業活動や投融资先等のポジティブインパクトを特定したり、モニタリングするための十分なプロセス、手法、ツールが必要である。	適合	SBI 新生銀行は、PIF を実施するために、UNEP FI が公表している PIF モデルフレームワークや、各種インパクト分析ツールを参考として必要な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを策定し、その内容を「SBI 新生銀行 ポジティブ・インパクト・ファイナンス実施フレームワーク」（以下、「PIF 実施フレームワーク」）として規定している。
III：透明性 PIF の実施主体は、以下にかかる透明性の確保と情報開示が求められる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ポジティブインパクトを意図してファイナンスした投融资先等について意図されたポジティブインパクトについて ・ インパクトの適格性を判断し、かつモニタリングと評価を行うために確立されたプロセスについて ・ ファイナンスした投融资先等が達成したインパクトについて 	適合	PIF 原則上で情報開示が推奨されている項目についてはいずれも、本評価書を通じて一般に開示される。 資金使途や投融资先が達成したインパクトについては、貸付人への報告及び/又は借入人の情報開示にて透明性が確保される。
IV：評価 事業主体（銀行、投資家など）が提供するポジティブ・インパクト・ファイナンスは、実現されるインパクトに基づいて評価されるべきである。	適合	評価対象案件については、貸付人としての SBI 新生銀行（営業部店及びサステナブルインパクト推進部企画推進担当）が一次的なコア・インパクトの特定及び KPI を含むモニタリング案を作成し、その内容の適切性及びインパクトの評価を別途社内にて一定の独立性を確保した評価室が実施し、本評価書を発行している。

（この頁、以下余白）



Part I：本ファイナンスにかかる PIF 定義への該当性の評価

Part I では、評価対象のファイナンスが、PIF原則の原則 1（定義）を満たしているかを評価し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスとして適格であることを確認する。本ファイナンスの借入人の事業等について概観したのち、ポジティブ・インパクト・ファイナンスの基礎となる包括的なインパクト分析を実施する。最後に、かかる分析について、PIFモデルフレームワークの採用状況を示す。

ポジティブ・インパクト・ファイナンスの定義：

持続可能な発展の 3つの側面（経済、環境、社会）のいずれにおいても潜在的なネガティブインパクトを適切に特定し、重大なネガティブインパクトを緩和・管理することを前提に、なおかつ少なくともそれらの一つの側面においてポジティブインパクトをもたらすこと。

1. 借入人の概要

ポジティブ・インパクト・ファイナンスでは、業種や企業規模、活動地域、事業地域、サプライチェーンの状況といった借入人の事業特性を踏まえて、包括的なインパクト分析を行うことが重要である。ここでは前提となる借入人の会社概要や事業活動について整理する。また、インパクトに関する企業認識や、事業活動に付随するネガティブインパクトが適切に緩和・管理されているかを判断するための基礎情報となるサステナビリティ経営や環境・社会リスクマネジメントへの取り組み状況についても情報を整理する。

(1) 会社概要

社名	株式会社ジャックス（以下、「ジャックス」または「借入人」）
上場区分	東証プライム市場
設立	1954年6月
業種分類（国際標準産業分類）	信販・カード事業
事業内容	クレジット事業、カード・ペイメント事業、ファイナンス事業、海外事業
財務情報（2024年3月期連結）	営業収益：184,782百万円 営業利益：33,126百万円 純利益：23,770百万円 総資産：3,777,595百万円 純資産：238,440百万円
従業員数（2024年3月時点）	6,097人
主要株主（2024年3月時点）	株式会社三菱UFJ銀行：20.20%



【事業セグメント（単体）】

借入人は、オートローンやカードショッピングを始めとする事業を行う国内大手信販会社である。下表のとおりセグメントは4事業に分かれており、構成比が15.0%以上を占めるものは太字としている。

	セグメント	事業内容	取扱高 (2024年3月期)	取扱高 構成比	営業収益 (2024年3月期)	営業収益 構成比
事業収益	クレジット 事業	一般月販	5,982 億円	10.4%	270 億円	17.4%
		オートローン	10,923 億円	19.0%	384 億円	24.8%
	カード・ ペイメン ト事業	ショッピング	10,136 億円	17.6%	295 億円	19.0%
		キャッシング	380 億円	0.7%	58 億円	3.7%
		集金代行	13,308 億円	23.2%	38 億円	2.5%
		家賃保証等	4,750 億円	8.3%	38 億円	2.5%
	ファイナ ンス事業	住宅ローン保証	4,778 億円	8.3%	290 億円	18.7%
		銀行個人ローン 保証	2,641 億円	4.6%	63 億円	4.1%
	その他*		4,565 億円	7.9%	55 億円	3.5%
金融収益	-	-	-	54 億円	3.5%	
合計			57,468 億円	100.0%	1,551 億円	100.0%

*借入人の加盟店を代理店とした法人・個人向けのカーリース業務をはじめとする機器リース事業等。

【事業エリア（国・地域）】

1954年に函館で創業。現在は東京都に本社を置き、北海道・東北・北関東・首都圏・中部・近畿・中国・四国・九州エリア等の主要エリアに営業店を展開し、全国で事業活動を行っている。国外ではベトナム・インドネシア・カンボジア・フィリピンに展開し、主に二輪・四輪のクレジット事業を行っているが、海外取扱高は全体の約2%に留まり、借入人の主要事業地域は国内である。

(2) サステナビリティの取組状況

借入人は、創業の精神である「信為萬事本」（信を万事の本と為す）を基礎とし、信用と信頼を第一に考え、高い倫理観をもって事業をおこなっている。また、すべてのステークホルダーにとって、経営理念である『「夢のある未来」「豊かな社会」の実現に貢献する』を達成することを目指している。

2021年にはサステナビリティ基本方針「上述の経営理念のもと、ステークホルダーの信用・信頼を得ながら、事業活動を通じて社会課題の解決に貢献することで持続可能な社会の実現と企業価値向上を目指す」を制定。5つのマテリアリティを特定する他、マテリアリティを含むESGデータを借入人ホームページにて開示しており、国内大手信販会社として事業活動を通じた社会課題解決への取り組み姿勢が表れている。

借入人は、ステークホルダーの一員である従業員に対しても、エンゲージメントサーベイを毎年実施



し、2024年4月にはその結果を基に人事制度を一部改定している⁴。2024年3月には人権方針を制定⁵し、今後人権デューデリジェンスも行われる予定である。このことから、借入人のステークホルダーに対する一貫した経営理念の遂行が見受けられる。

2024年9月には取締役会直轄の組織としてサステナビリティ委員会を設置し、さらにその傘下に環境委員会等の4つの委員会を設置する⁶等、組織の体制整備にも取り組んでいる。サステナビリティ委員会は年2回以上の開催が規定され、重要な審議内容は取締役会に報告することとしており、2025年1月時点で既に2回目の審議が終了し、運営も開始されている。

【対象企業のインパクト認識】

借入人は上述のサステナビリティ基本方針のもと、5項目のマテリアリティを特定の上、それらに紐づく主な取組や指標を設定し、中期経営計画の最終年度時点の目標値を設定の上、その進捗を管理している。

(3) 環境・社会リスクマネジメント

<消費者金融業界における環境・社会リスク>

IFRS財団の国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるSASBスタンダード（2023年12月版）における消費者金融に関するマテリアリティでは、その業種柄、個人情報等のデータが大量に取得されることから、顧客のプライバシー、データセキュリティ等が挙げられている。

<借入人の環境・社会リスクマネジメント>

借入人の環境・社会リスクマネジメントを支える方針・体制や、直近の取り組み等の概要は以下のとおり。

主な確認項目	主な確認項目
環境・社会配慮、 リスクマネジメント 方針	<ul style="list-style-type: none"> 「内部統制システムに関する基本方針」、「反社会的勢力に対する基本方針」、「個人情報保護方針」、「情報開示基本方針」、「人権方針」、「情報セキュリティ基本方針」、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」、「社会貢献基本方針」、「AML/CFTグローバルポリシー」、「健康経営基本方針」、「お客様対応における基本方針」「サステナビリティ基本方針」「環境基本方針」「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン基本方針」の基本方針を開示している。 「サステナビリティ基本方針」に則り、事業活動を通じて環境・社会課題の解決に貢献することで持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めている。 個人情報保護については、上記方針の他に「個人情報保護基本規程」や「個人情報

⁴ 株式会社ジャックス 2024年1月11日リリース 「ジャックス、人事制度の改定により働きがいのある職場環境の構築へ」、https://ssl4.eir-parts.net/doc/8584/ir_material6/221250/00.pdf（アクセス日：2025年1月17日）

⁵ 株式会社ジャックス 2024年3月1日リリース 「『ジャックスグループ人権方針』制定のお知らせ」、https://ssl4.eir-parts.net/doc/8584/ir_material6/225257/00.pdf（アクセス日：2025年1月17日）

⁶ 株式会社ジャックス 2024年9月18日リリース 「ジャックス、サステナビリティ経営体制を強化 ～サステナビリティ委員会をはじめ関連委員会の設置と基本方針を制定～」
https://ssl4.eir-parts.net/doc/8584/ir_material6/237337/00.pdf（アクセス日：2025年1月17日）



	<p>保護管理規程」を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023 年には TCFD への賛同を表明している他、GHG 排出削減目標を設定し、2019 年度を基準年として、2030 年度までに Scope1、2 を 50%削減、Scope3 を 30%削減し、2050 年度までには Scope1、2、3 ネットゼロを目標としている。 「リスクマネジメント基本規程」を制定し、統合リスクマネジメント（ERM：Enterprise Risk Management）の高度化に取り組んでいる。
環境・社会リスク マネジメント体制	<ul style="list-style-type: none"> 2024 年 9 月に取締役会直轄の組織として「サステナビリティ委員会」を設置し、気候変動を含む環境・社会に係る機会およびリスクへの課題・対応方針・取り組み状況を「サステナビリティ委員会」で定期的に審議している。「サステナビリティ委員会」の傘下に「環境委員会」、「人権委員会」、「DE&I 推進委員会」、「健康経営推進委員会」の 4 つの委員会を設置し、環境、社会課題への取り組みについて審議を行い、重要事項は「サステナビリティ委員会」へ報告している。 「リスク管理委員会」及び「投資検討委員会」を設置し、検討内容は必要に応じて経営会議及び取締役会へ報告され、経営陣は、各種リスク状況を把握したうえで意思決定を行っている。 個人情報保護については、代表取締役社長（COO）が委員長を務める個人情報保護委員会を半期に一回開催し、リスクベースに応じた委託先管理も含めた個人情報保護マネジメントの計画や進捗について経営陣へ諮り、管理・監督を実施している。また借入人はプライバシーマークの認証を取得している。 情報システム担当役員を委員長とする「情報セキュリティ運営委員会」を設置するとともに、CSIRT（Computer Security Incident Response Team）を組織している。
具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 信販業界で初めてのソーラーローンの取り扱いを開始する等、環境商材ローンを推進している。「エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」の特定事業者として年 1%以上の使用量削減を目標とし、LED 照明の設置、消灯の徹底、OA 機器類の省エネモード設定、営業車などの社用車のエコカーの導入促進等によりエネルギー使用量の削減に努めている。2024 年には信販業界で初めてとなる非化石証書譲渡契約（バーチャル PPA）を締結し、再生可能エネルギーの環境価値を今後取得予定である。 ISO14001 の取得は無いものの、借入人グループでは、毎年、リスクアセスメントによりリスクカテゴリ毎に想定しうるリスクを漏れなく抽出し、リスク事象の影響度・発生頻度に応じた重要性の分析、評価を行うとともに、対応策を策定・実行する PDCA サイクルがある。 従業員の健康保持・増進のため、「ノー残業デー月 3 日以上」の実施率の開示、運動習慣を定着するための「ウォーキングイベント」の開催、熱意・活力・没頭の 3 つの要素をもとに「働きがい調査（ワークエンゲージメント調査）」等を実施している。 経済産業省と東京証券取引所が共同で選定・公表する「健康経営銘柄 2024」に初めて選定される。さらに経済産業省が企画している健康経営優良法人認定の認定企業である「ホワイト 500」に 7 年連続で認定されている。 情報セキュリティに関しては ISO/IEC27001 を取得し、第三者によるカード不正利用の有無をチェックするシステムの強化等を行ったり、不正検知 SMS 送信機能



	<p>の拡充を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none">顧客情報の漏洩や改ざんを含むシステムリスクに対しては、情報処理センターの耐震構造化や電源系統の二重化、自家発電装置の整備、システムやネットワークの冗長化により可用性を維持するとともに、24時間365日のシステム常時監視等のセキュリティ向上施策を実施している。なりすましメール対策として、借入人を語って顧客に届くフィッシングメールを事前にブロックするシステムを導入したり、メールの送信元が借入人である場合、認証マークやロゴなどで顧客が確認しやすいようにする対策⁷を実施している。
--	---

⁷ 株式会社ジャックス 2024年12月6日リリース 「ジャックス、なりすましメール対策として『BIMI』を導入」, https://ssl4.eir-parts.net/doc/8584/ir_material6/241858/00.pdf (アクセス日: 2025年1月17日)



2. 借入人に係る包括的なインパクト分析

2-1. インパクトの特定

借入人の事業活動から生じる重大なネガティブインパクトと、重要なポジティブインパクトを特定する。特定にあたっては借入人の事業全体について検討を行い、借入人の事業がもたらし得るインパクトの規模や追加性、関連する国・地域におけるニーズ、借入人のサステナビリティにとっての重要性等の観点を踏まえ、特に重要性の高いインパクトを絞り込むことで、コア・インパクトとして特定する。

(1) インパクトの特定プロセス

「インパクトの特定」にあたっては、分析対象となる主要な事業セグメントについて、UNEP FI が公表しているインパクト分析ツール⁸が示す、国際標準産業分類 (ISIC)⁹ごとのポジティブ及びネガティブなインパクトの一覧をベースとする。ここで特に有用となるのは、金融機関が持続可能な開発へのインパクトを総合的に把握しインパクトを特定できるようにするためのツールとして UNEP FI が公表している Impact Radar¹⁰である。Impact Radar は、SDGs の中核的な要素から派生するインパクトカテゴリーをもとに構築されている。金融機関には、投融資先のプロジェクトや事業がこれらのカテゴリーに対して影響を与えうるポジティブ及びネガティブ両面のインパクトを包括的に分析し、対象となるファイナンスのポジティブインパクト性を判断することが期待されている。

(2) 分析対象

本分析は、特定のプロジェクトや一部事業のみでなく、借入人の事業全体を対象とする。前章で整理したとおり、同社は取扱高の約 5 割をカード・ペイメント事業、約 3 割をクレジット事業、約 13% をファイナンス事業が占めている。これらを合わせると 2023 年 3 月期の取扱高構成比で約 93% となることからこれら 3 事業を主要事業としてインパクト分析の対象とした。

但し、その他のセグメントについても、重大な環境社会リスクが付随するセクターが含まれていないか、また環境・社会関連の重大なネガティブな事象が発生していないか、発生している場合には適切な再発防止策が講じられているか等を確認した。その結果特段の懸念は確認されなかったことから、ここでの分析対象には含まないこととしている。

(この頁、以下余白)

⁸ UNEP FI, Impact Mappings, <https://www.unepfi.org/impact/impact-radar-mappings/impactmappings/> (アクセス日: 2025 年 1 月 17 日)

⁹ International Standard Industrial Classification of All Economic Activities の略で、国際連合統計局が策定した生産に係る経済活動に関する国際的な典拠分類をいう

¹⁰ UNEP FI, Impact Radar, <https://www.unepfi.org/publications/unep-fi-impact-radar-2022/> (アクセス日: 2025 年 1 月 17 日)



UNEP FI の Impact Radar をもとにした表（評価室にて仮訳）

3 側面	インパクトカテゴリー	インパクト・トピック
社会 Social	尊厳と人間の安全保障 Integrity & security of a person	紛争、現代奴隷、児童労働、データプライバシー、自然災害
	健康と安全 Health & safety	
	資源及びサービスの入手可能性、アクセシビリティ、手頃さ、質 Availability, accessibility, affordability, quality of resources & services	水、食料、住居、健康と衛生、教育、エネルギー、移動手段、情報、コネクティビティ、文化や伝統、金融
	生計 Livelihood	雇用、賃金、社会的保障
	公平性と正義 Equality & justice	ジェンダー平等、民族/人種の平等、年齢による差別、その他の脆弱なグループ
社会経済 Socio-economic	経済収束 Convergence	
	インフラ Infrastructure	
	健全な経済 Healthy economies	中小・零細企業の発展、セクターの多様性
	強固な制度・平和・安定 Strong institutions, peace & stability	法の支配 (Rule of law)、人権・自由権
自然環境 Natural environment	気候の安定性 Climate stability	
	生物多様性と生態系 Biodiversity & ecosystem	水域、大気、土壌、生物種、生息環境 (Habitat)
	サーキュラリティ Circularity	資源強度 (Resource intensity)、廃棄物

これに加えて、借入人が属する産業セクターについて一般的に重要とされる ESG 課題も勘案すべく、国際的なベンチマークや主要な ESG 評価機関の評価項目を参考とする。そのうえで、借入人の事業特性を踏まえた調整を行い、借入人に関連すると考えられるインパクトカテゴリー又はインパクト・トピックを後段(3)で整理する。次に、整理されたインパクトカテゴリー又はトピックについて、インパクトに関する借入人の認識や意図、借入人のサステナビリティにとっての重要性、ネガティブインパクトの場合は現在のリスクマネジメント状況等も考慮し、特に重要なインパクト項目を特定する（後段(4)参照）。

(3) 事業セグメントごとの関連インパクト・トピック

上記(1)の手順に従い、(2)に示した分析対象について、借入人の事業セグメントのうち、2024年3月期の取扱高ベースで49.7%を占めるカード・ペイメント事業（集金代行業、家賃保証事業、クレジットカード事業等）、及び、29.4%を占めるクレジット事業（オートローン等）に関連するポジティブなインパクト・トピック及び事業に付随し得る潜在的なネガティブなインパクト・トピックを整理した。なお借入人によれば、現下の金利環境の変化も踏まえ、調達を必要としない家賃保証等のペイメント分野やファイナンス事業を今後拡大させていく方針とのことである。

借入人のバリューチェーンについては、①カード・ペイメント事業のうち約半分を占める集金代行業、及び、②クレジット事業の約2/3を占めるオートローン事業の2つを主要な事業として特定し分析を実施した。

このうち①につき、上流では、信用リスク評価や決済・資金管理システムの運用などの活動が該当する。



これら活動に係るインパクトカテゴリーは、個人情報管理やデータの重要性の観点から「尊厳と人間の安全保障（データプライバシー）」というネガティブインパクトが、ファイナンスの観点から「資源及びサービスの入手可能性、アクセス性、手頃さ、質（金融）」というポジティブインパクトが、それぞれ該当すると考えられる。中流では、契約者からの支払いを受け取り、それを自社口座で一時的に保管した上で事前に指定された受取人（借入人から見た顧客）に送金するが、これらについてもファイナンスの観点より「資源及びサービスの入手可能性、アクセス性、手頃さ、質（金融）」がポジティブインパクトとして該当する。下流では、借入人の顧客企業が提供する製品・サービスを利用する個人が賃貸住宅や各種授業・講座、リース製品などを利用するとともに、企業が売掛金や商品販売代金を借入人のサービスを通じて回収するが、これは「資源及びサービスの入手可能性、アクセス性、手頃さ、質（住居、教育）」及び、「健全な経済（零細・中小企業の繁栄）」がポジティブインパクトとして該当する。

②について、上流では、銀行や投資家からの資金調達や信用リスク評価を行うが、これは①同様、ファイナンスの観点から「資源及びサービスの入手可能性、アクセス性、手頃さ、質（金融）」及び、個人情報管理やデータの重要性の観点から「尊厳と人間の安全保障（データプライバシー）」が該当する。中流では、顧客に対してローンを提供し債権を回収するとともに必要に応じて延滞管理やカスタマーサポートを実施するが、これもファイナンスの観点から「資源及びサービスの入手可能性、アクセス性、手頃さ、質（金融）」が該当すると考えられる。下流では、顧客が車を利用するとともにローン期間に亘って債務を弁済するが、ここでは「資源及びサービスの入手可能性、アクセス性、手頃さ、質（移動手段）」というポジティブインパクトとともに、車の走行に伴う CO2 排出という面で「気候の安定性」というネガティブインパクトが該当する。また①②ともに、日々の業務運営・事業の更なる発展が過重労働をはじめとする従業員への負荷増大につながり得るという観点から、主要な業務実施主体である従業員の「健康と安全」の棄損はバリューチェーン全体に通底するネガティブインパクトと考えられる。

	上流	中流	下流
	①②信用リスク評価 ①資金管理システム運用 ②資金調達	①集金代行・支払保証・クレジットカード事業等 ②オートローン提供	①個人の製品・サービス利用、企業による売掛金・商品代金の回収 ②個人による車の利用
ポジティブ	資源及びサービスの入手可能性、アクセス性、手頃さ、質（金融）	資源及びサービスの入手可能性、アクセス性、手頃さ、質（金融）	資源及びサービスの入手可能性、アクセス性、手頃さ、質（住居、教育） 健全な経済（零細・中小企業の繁栄）
ネガティブ	尊厳と人間の安全保障（データプライバシー）	-	気候の安定性
	健康と安全		

(4) コア・インパクトの特定

上記(3)で整理した「関連インパクト・トピック」について、特に重要性が高いと考えられるインパクトを絞り込み、以下のとおり「コア・インパクト」として特定した。絞り込みに当たっては、もたらし得



るインパクトの規模や追加性、関連する国・地域におけるニーズ、借入人のサステナビリティにとっての重要性等の観点を考慮している。

	特定された コア・インパクト	対応する活動と コア・インパクトとして特定した理由
ポジティブ・ インパクト	資源及びサービスの 入手可能性、アクセ シビリティ、手頃さ、質（金融） 気候の安定性	<p>【ファイナンスサービスを通じた脱炭素の推進】</p> <p>借入人はコンシューマーファイナンス企業として、ローン、支払保証、クレジットカードサービスなど様々な形態のファイナンス商品の提供をコア事業としている。これは、一般消費者による、現金以外の方法での商品・サービスの入手可能性やアクセス性に貢献する。また借入人は5項目のマテリアリティのうち2項目で「環境の保全」と「脱炭素社会実現への貢献」を掲げており、環境／脱炭素分野に重点を置いている。左記コア・インパクト2項目はImpact Radarでも借入人の所属するセクターの該当項目として挙げられていたこと、また気候変動というグローバル課題への対応策を金融商品を通して間接的に社会に広めていくことができる。これらの点を踏まえ、コア・インパクトとして特定した。</p>
ポジティブ／ ネガティブ・ インパクト	公平性と正義（ジェン ダー平等）	<p>【ダイバーシティ&インクルージョンの推進】</p> <p>借入人は金融業界全体として意思決定に関与する女性の割合が高くないと認識しており、過去10年以上にわたり人事制度改革を通じて自社の意思決定に女性従業員がより関与できるよう取組を進めてきた。また今後もダイバーシティ&インクルージョンの活動を推進していく方針とのことである。借入人事業が女性を含む一般消費者の生活における様々なニーズに対応するものであることも考慮すると、借入人の事業における意思決定により多くの女性が関与することで、社会一般におけるより細かなニーズに対応できる可能性が高まると考えられる。このことは裏を返せば、借入人の事業における意思決定プロセスに女性が十分に関与できないことで、社会の多様な視点やニーズを欠いた金融商品に伴う消費者の不利益につながる可能性があることから、コア・インパクトとして特定した。</p>
ネガティブ・ インパクト	健康と安全	<p>【健康経営の推進】</p> <p>借入人はコンシューマーファイナンス業界に属しているが、設備を所有する製造業企業とは異なり、事業における主要なアセットは会社で働く従業員である。従業員の勤務環境をより望ましい形にすることは従業員のモチベーションを高めるとともに離職等による事業継続リスク防止につながることを期待される。オフィス勤務が主要な勤務形態であることを踏まえると、健康経営を推進することは、従業員の心身の健康棄損による生産性低下や離職を防止することに繋がると考え、コア・インパクトとして特定した。</p>



なお、ここでコア・インパクトとして特定しなかった関連インパクト・トピックについても、借入人の対応状況について確認した。特にバリューチェーン分析で特定されたネガティブインパクトである「尊厳と人間の安全保障（データプライバシー）」については、借入人へのインタビュー等や公開情報の確認を通じ、対応する借入人の体制や実施施策について＜借入人の環境・社会リスクマネジメント＞で記載しているとおり、借入人として同分野をリスク項目の1つとして対応している。

2-1 の結論

サプライチェーンを含む借入人の事業全体について包括的な分析が行われ、事業がもたらし得るインパクトの規模や追加性、関連する国・地域におけるニーズ、借入人のサステナビリティにとっての重要性等の観点を踏まえて、特に重要性の高いインパクトがコア・インパクトとして特定されていることを確認した。

(この頁、以下余白)



2-2. インパクトの評価

前の段階で特定された重大なネガティブインパクト及び重要なポジティブインパクトをズームインし、定期的な評価とレポート（モニタリング）を実施するためのポジティブインパクトを意図した指標を設定するとともに、ネガティブインパクトに対処するための適切な行動を特定する。

(1) インパクトの評価方法

特定された各コア・インパクトにかかる「インパクトの評価」にあたっては、ポジティブインパクト項目については期待されるアウトカムの有意義性や規模、発現の確からしさを含む創出可能性等を、また重大なネガティブインパクト項目については、かかるネガティブインパクトの緩和・管理が適切になされるか等をそれぞれ評価する。なお、インパクトの評価にあたっては、その事業を行ったからこそ新たに生み出される、ないしは生み出そうとしているインパクト、すなわちインパクトの「追加性 (additionality)」や「貢献性 (contribution)」を特定し評価することが重要である¹¹。本ファイナンスのように資金使途が特定の個別プロジェクトに対し明確に紐づけされていないファイナンスにおいては、ファイナンスに帰属する追加性や貢献性を精緻に分析することは実務上困難な場合が多いことから、本評価においては借入人の取り組み全体を対象として可能な範囲での定性的な評価を試みる。

また貸付人としてのSBI新生銀行は、特定されたポジティブインパクトの創出・維持及びネガティブインパクトを緩和・管理することを目的に、借入人とも協議の上、各コア・インパクトに対応するインパクト指標 (KPI) を設定している。設定されたKPIの妥当性についても併せて確認する。

(2) 各コア・インパクトにかかるインパクトの評価

上記(1)に示す評価方法に従い、各コア・インパクトについて以下のとおりインパクトの評価及び整理を行った。なお、関連するSDGsとして、17の目標とそれらに紐づく169のターゲットのうち直接的な貢献が期待されるものを示しているが、SDGsの目標は相互に関連しあっていることから、ここに挙げた目標・ターゲット以外にも間接的な貢献が見込まれる。

【コア・インパクト①：資源及びサービスの入手可能性、アクセス性、手頃さ、質（金融）】

インパクトカテゴリー		資源及びサービスの入手可能性、アクセス性、手頃さ、質
インパクト・トピック		金融
ポジティブ/ネガティブ		ポジティブ
インパクトパス	アクティビティ/ アウトプット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案件ごとに適切な信用リスク評価を実施する ・ 強固な資金管理システムを運用する ・ (必要な場合) 他の金融機関から資金調達を実施する ・ ローン、集金代行、支払保証、クレジットカードサービスなどを提供する ・ (必要な場合) 支払いが滞った債務者に対し、債務履行に向けた働きかけを行う
	アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> ・ (一般消費者) ローンや支払保証などがなければ購入できなかった商品・サービスを購入することが可能になる

¹¹ 前掲脚注3に同じ。



		<ul style="list-style-type: none"> ・（一般消費者）クレジットカードの利用により、現金の手持ちがなくとも商品・サービスを購入することが可能になる ・債務は約束どおりに返済する必要があることや債務違反を繰り返した場合に社会的信用を失うことが、社会一般のルールとして定着する／認識される ・（企業）顧客からの集金業務や延滞等のトラブル対応に係る業務から解放され、自社事業にリソースを集中することが可能になる
	インパクト	<ul style="list-style-type: none"> ・（一般消費者）特に住宅や自動車など比較的単価の高い商品の購入を通して、生活基盤の安定や豊かな生活の実現につながる ・（企業）自社の本業に集中した結果、社業の更なる発展を通じて企業全体の繁栄につながる
	関連する SDGs (ターゲット)	<p>8.3「生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。」</p> <p>8.10「国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。」</p> 
ポジティブ・インパクト分析	有意義性・マテリアリティ・国別ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会による 2023 年の調査¹²によれば、お金を借りることに対する意識として、「家計収支のバランスを考えて、計画的に利用すれば問題ないと思う」について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」が合わせて 47.4%、「お金を借りることに抵抗を感じるが、必要な場合もあると思う」については合わせて 58.1%となっており、本邦においてローンをはじめとする金融サービスに対する個人の一定のニーズが存在している。 ・借入人は「地域社会・生活を支えるインフラとしてのファイナンスサービスの提供」をマテリアリティにおける主な取組の 1 つに掲げ、リフォームローン、教育ローン等、多彩なローン商品を展開しており、借入人の活動には有意義性が認められる。
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・マテリアリティとして掲げられているファイナンスサービスの 2023 年度取扱高実績は、リフォームローン：1,405 億円、教育ローン：205 億円、メディカルローン：349 億円、投資用マンションローン：27,419 億円（保証残高）であり、借入人の事業規模を考慮すると、一定の大きさのインパクトがあると認められ

¹² 日本貸金業協会, 2023 年度 資金需要者等の借入意識や借入行動に関する調査 報告書,
<https://www.j-fsa.or.jp/doc/material/report/231031.pdf> (アクセス日: 2025 年 1 月 17 日)



		る。
	追加性・貢献性	<ul style="list-style-type: none"> 借入人は、リフォーム、教育、メディカル、投資用マンション、太陽光、蓄電池、EV など、一般消費者の多様な生活シーン・ニーズ分野においてローン商品を取り揃えており、特定の分野に限定されず多方面のニーズに対する貢献性を有する。
	発現の確からしさ	<ul style="list-style-type: none"> 借入人は信販業をコア事業として 1954 年に設立後、クレジットカードや融資保証業務、投資用ワンルームマンション関連事業などを 50 年以上にわたって継続している。 上記から、信販業やコンシューマーファイナンス業務を核に今後も各種金融事業を継続することを通じたインパクト発現の確からしさは相応に高いと考えられる。
ネガティブインパクト・マネジメント	認識	<ul style="list-style-type: none"> 全社のリスクを「経営戦略に関わるリスク」と「業務執行に関わるリスク」に大別し、それぞれ 8 つずつのリスク項目を認識している。 上記リスクのうち、ファイナンス分野を中心とする借入人の事業に直接的に関連するリスクとしては、信用リスク、市場関連リスク、システムリスク等が挙げられる。
	体制	<ul style="list-style-type: none"> 借入人の事業や経営に係るリスクは、経営会議の下のリスク管理委員会（委員長：代表取締役社長）が所管している。同委員会は、別途設置されている信用リスク管理委員会、ALM 運営委員会、オペレーショナルリスク管理委員会の 3 委員会より各リスクに係る報告を受け、グループに影響を及ぼす重要なリスクの抽出と評価、見直し、対策の決定に加え、リスクテイクの適正な水準及び範囲等について検討、討議し、またその履行状況等をモニタリングする体制となっている。
	取組内容・状況	<ul style="list-style-type: none"> 「信用リスク」としては貸倒引当金増加リスクと加盟店リスク（個別信用購入あっせん等の加盟店の業績悪化等）を挙げている。これらに対してはそれぞれ、延滞等の発生状況の与信システムへの適時の反映や加盟店リスクを数値化し定期的に見直す等を実施している。 「市場関連リスク」として、調達金利の上昇リスクと流動性リスク、他を挙げている。これらに対しては、ALM（資産・負債の総合管理）運営委員会における金融情勢や資産・負債の状況のモニタリング・分析の実施とそれに基づく提言を行っている。



【コア・インパクト②：気候の安定性】

インパクトカテゴリー		気候の安定性
インパクト・トピック		N/A (GHG 排出) ※UNEP FI インパクトカテゴリーの小項目としてのインパクト・トピックは設定されていないものの、関連するトピックとして「GHG 排出」に該当すると考えられる。
ポジティブ/ネガティブ		ポジティブ
インパクトパス	アクティビティ/ アウトプット	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光ローン、蓄電池ローン、EV ローン・リースを提供する 社用車にエコカーを使用する LED 照明の使用や省エネに努める
	アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に資する各種商品提供により、社会における気候変動対応製品が増加する 借入人事業運営に伴う GHG 排出量が抑制される
	インパクト	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動への負荷が低減される
	関連する SDGs (ターゲット)	<p>13.1「全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。」</p> 
ポジティブ・インパクト分析	有意義性・ マテリアリティ・ 国別ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素社会の実現はグローバルな目標であり、日本政府は脱炭素社会の達成のために再生可能エネルギーの最大限の導入を推進することを掲げている。 太陽光発電に関し、第7次エネルギー基本計画案¹³（※本評価日時点でパブリックコメント期間中）では、需給近接型での導入が可能な建築物の屋根や壁面の有効活用を通じた導入拡大について触れられている。 同じく第7次エネルギー基本計画案では、蓄電池がカーボンニュートラル実現のために不可欠であり、安全性や持続可能性が確保された蓄電池の必要性が記載されている。 以上のことから、日本におけるニーズや有意義性は認められる。
	大きさ	<p>取組の大きさは以下のとおりであり（いずれも 2023 年度実績）、借入人の事業規模を考慮すると、ファイナンス面の取組を中心に一定の大きさの取組であると判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023 年度各ローン取扱高（太陽光：594 億円、蓄電池：500 億円、EV ローン・リース：367 億円） 社用車エコカー比率：35.2% エネルギー削減量：21.3%（2019 年度比）

¹³ 経済産業省、エネルギー基本計画（原案）令和6年12月

https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/2024/067/067_006.pdf（アクセス日：2025年1月17日）



	追加性・貢献性	<ul style="list-style-type: none"> 借入人はコア事業である各種ファイナンス商品の提供を通じて、社会全体に気候変動対策となるアセット普及に貢献している。 再生可能エネルギーは電力の安定供給に課題がある中、その解決策の1つとして蓄電池の普及が重要であるとされている。借入人が太陽光と蓄電池という2つのアセットに対してローン商品を提供することで、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーが社会においてより重要な電源としての位置を占めることに貢献すると考えられ、追加性が認められる。
	発現の確からしさ	<ul style="list-style-type: none"> 上述のとおり、本評価日時点で実績値が目標値を上回っていること、借入人へのヒアリングで今後も太陽光ローンや蓄電池ローンは拡大していく方針であることを踏まえると、気候変動へのポジティブなインパクト発現の確からしさがあると言える。

コア・インパクト①及び②に対応して設定された KPI 及びその妥当性：

KPI	KPI	① 太陽光ローン取扱高、②蓄電池ローン取扱高
	実績	① 594 億円、②500 億円 (いずれも 2023 年度実績)
	目標	①331 億円、②321 億円 (いずれも 2024 年度目標) ※上記 KPI は借入人の中期経営計画 (2021 年度～2024 年度) で設定されたものであり、本評価実施時点で 2023 年度実績値が目標値を上回っている。借入人は、次期中計公表後、両 KPI に係る新しい目標値をモニタリング項目として設定予定である。
	施策・取り組み	借入人は「脱炭素社会実現への貢献」というマテリアリティ項目のもと「ファイナンスサービスを通じた脱炭素化の推進」を掲げていることもあり、拡大するソーラー・蓄電池市場に合わせた施策の実施や営業推進を強化することで、取扱高拡大を実現している。借入人は、次期中計期間においてもこの方針を引き続き推進する予定である。
KPI の適切性	関連性	意図するポジティブインパクトの発現を支える指標である。
	性質	定量的、測定指標
	その他	-

【コア・インパクト③：公平性と正義 (ジェンダー平等)】

インパクトカテゴリー	公平性と正義
インパクト・トピック	ジェンダー平等
ポジティブ/ネガティブ	ポジティブ/ネガティブ
インパクトパス	アクティビティ/ アウトプット
	ダイバーシティ & インクルージョンの推進施策として、以下を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> 人事制度改革 (2014 年以降段階的に、リージョナル職 (一般職))



		<p>の管理職層新設、リージョナル職のエグゼクティブ層新設、職掌定義の廃止¹⁴を実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進委員会の設置¹⁵ デジタル人材育成プログラムの提供
	アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> 管理職層における女性比率が上昇する 社内のデジタル人材が増加する
	インパクト	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスにおける重要な意思決定に多様な視点がより多く組み込まれ、多様な視点を反映した金融商品がより多く社会に提供された結果、社会におけるより多くの人々の多様なニーズが満たされる デジタルを活用したより効率的な業務運営を通して借入人事業の規模が拡大した結果、事業に伴うポジティブなインパクトの更なる増大に寄与する
	関連する SDGs (ターゲット)	<p>5.5「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。」</p> <p>9.3「特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。」</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> </div> </div>
ポジティブ・インパクト分析	有意義性・マテリアリティ・国別ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> 日本では SDGs 実施指針の優先課題として「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」が掲げられている¹⁶。 2023年12月に公表された改定版¹⁷でもこの優先課題に係る根本的な考え方を引き継ぐとし、重点事項の一つである「誰一人取り残さない」包摂社会の実現のための取組を進めるにあたっては人権の尊重とジェンダー平等は全ての目標において横断的に実現されるべき、とされている。 ジェンダー平等の実現は日本では重大な課題が残る領域の一つとされており、2025年1月時点のSDG5の進捗は「横ばい、又は、求められる水準の半分以下のペースで進展している (Score stagnating or increasing at less than 50% of required

¹⁴ 脚注4に同じ

¹⁵ 脚注6に同じ

¹⁶ SDGs 推進本部, SDGs 実施指針改定版 (令和元年 12 月 20 日一部改定), https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/jisshi_shishin_r011220.pdf (アクセス日: 2025年1月17日)

¹⁷ SDGs 推進本部, 持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針改定版 (令和5年 12 月 19 日一部改定), https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/jisshi_shishin_r051219.pdf (アクセス日: 2025年1月17日)



		<p>rate)」と評価される¹⁸一方、SDG9の進捗は「やや改善しているものの、目標達成には不十分である（Since moderately improving, insufficient to attain goal）」とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上より、日本におけるニーズや有意義性が認められる。
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> 課長職以上・課長職に次ぐ階層で部下を持つ女性従業員割合：36.0%（2023年度実績） デジタル人材認定人数：219名（2023年度実績） 令和5年度の金融業・保険業における課長職以上の女性割合が16.0%（全産業平均は12.7%）¹⁹であることを踏まえると、借入人の2023年度の女性従業員割合は相当に高い割合であると思われる（なお「デジタル人材」は借入人が独自に定義した指標であり、その大きさの他との比較は困難である）。
	追加性・貢献性	<ul style="list-style-type: none"> 借入人社内を中心とした取組ではあるものの、女性の管理職層への登用に寄与する人事制度改革を継続的に実施するという追加的努力を借入人は行っていることから、一定の追加性があると考えられる。
	発現の確からしさ	<ul style="list-style-type: none"> マテリアリティに紐づいた項目として整理されており、人事制度改革については過去10年間の間に継続的に取組が進展していることから、インパクト発現の確からしさが一定程度存在すると考えられる。
ネガティブインパクト・マネジメント	認識	<ul style="list-style-type: none"> 金融業界全体として女性の割合、特に管理職層の割合が高くないことを認識している。
	体制	<ul style="list-style-type: none"> 2024年9月より、「サステナビリティ委員会」の傘下に「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進委員会」を設置している。
	取組内容・状況	<ul style="list-style-type: none"> 上述のとおり、一連の人事制度改革を通じて女性が管理職層に就きやすい施策を継続的に実施している。

（この頁、以下余白）

¹⁸ The Sustainable Development Report, <https://dashboards.sdgindex.org/profiles/japan>（アクセス日：2025年1月17日）

¹⁹ 厚生労働省、令和5年度雇用均等基本調査, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r05/02.pdf>（アクセス日：2025年1月17日）



コア・インパクト③に対応して設定された KPI 及びその妥当性：

KPI	KPI	課長職以上・課長職に次ぐ階層で部下を持つ女性従業員割合
	実績	36.0% (2023 年度実績)
	目標	35% (2024 年度目標) ※上記 KPI は借入人の中期経営計画 (2021 年度～2024 年度) で設定されたものであり、本評価実施時点で 2023 年度実績値が目標値を上回っている。そのため、次期中計公表後、本 KPI に係る新しい目標値をモニタリング項目として設定予定である。
	施策・取り組み	過去 10 年程度にわたり以下の人事制度改革を実施している。また 2024 年には一般職と総合職の区別をなくす (職掌定義の廃止) ことにより、女性管理職の更なる登用を目指している。 ・ 2014 年：リージョナル職 (一般職) の管理職層新設 ・ 2021 年：リージョナル職のエグゼクティブ層新設 ・ 2024 年：職掌定義の廃止を実施
KPI の適切性	関連性	意図するポジティブインパクトの規模の増大に繋がる指標である。
	性質	定量的、測定指標
	その他	-

【コア・インパクト④：健康と安全】

インパクトカテゴリー		健康と安全
インパクト・トピック		N/A
ポジティブ/ネガティブ		ネガティブ
インパクトパス	アクティビティ/ アウトプット	・ ジャックス ワーク・ライフ・バランス プロモーション (JWP) の継続推進 (ノー残業デー、有給休暇取得、ボランティア活動、通信教育受講、ウォーキングイベント等に係る施策の総称)
	アウトカム	・ 従業員の過度な業務時間が減少する ・ 業務と私生活以外の活動に参加する従業員が増える
	インパクト	・ 従業員の心身の健康が維持される ・ 企業の生産性が向上する ・ 従業員の離職率が低下する可能性が高まる
	関連する SDGs (ターゲット)	8.5「2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。」 
ネガティブインパクト・マネジメント	認識	・ 金融業である借入人にとっては従業員が会社の重要な資産であるため、従業員一人ひとりが心身ともに健康な状態で、安心していきいきと働き続けることが重要であると考えており、従業員の健康増進に取り組んでいる



		<ul style="list-style-type: none"> 2024年3月期の有価証券報告書ではリスク項目の1つ「人的リスク」への対応策の1つとして「継続的なエンゲージメントサーベイの実施結果を踏まえて、会社と従業員が双方の成長に貢献しあえる関係構築に取り組んでおります。(健康経営推進)」と記載されている
	体制	<ul style="list-style-type: none"> 人事部に置かれた「健康経営推進室」を中心に、各部署における「JWP 推進担当者」により、上記 JWP の理解浸透など各種活動が実施されている
	取組内容・状況	<ul style="list-style-type: none"> 年1回のペースで従業員エンゲージメントサーベイを実施し、そこで出た意見をもとに改善に取り組んでいる 2024年3月に「健康経営銘柄」に初選定。また、「健康経営優良法人～ホワイト500～」にも7年連続で認定されている²⁰

コア・インパクト④に対応して設定された KPI 及びその妥当性：

KPI	KPI	平均超過勤務時間(月間)
	実績	12.2 時間 (2023 年度実績)
	目標	12 時間未満 (2024 年度目標)
	施策・取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ノー残業デーやプレミアムウィークデーを全部門共通施策として実施している 営業部門所属の従業員については、直行直帰や時差出勤の活用を奨励している
KPI の適切性	関連性	従業員の業務状況を示す際の一般的な指標の1つである
	性質	定量的、測定指標
	その他	-

2-2 の結論

2-1 で特定された各コア・インパクトについて、それぞれのインパクトパスを確認し、ポジティブインパクトを増大するため、又はネガティブインパクトに対処するための指標や目標が設定されていること、またその内容が妥当であることを確認した。また、ネガティブなコア・インパクトについては、そのマネジメント体制や取組状況を確認し、いずれのネガティブなコア・インパクトについても、適切に緩和・管理されていると評価した。

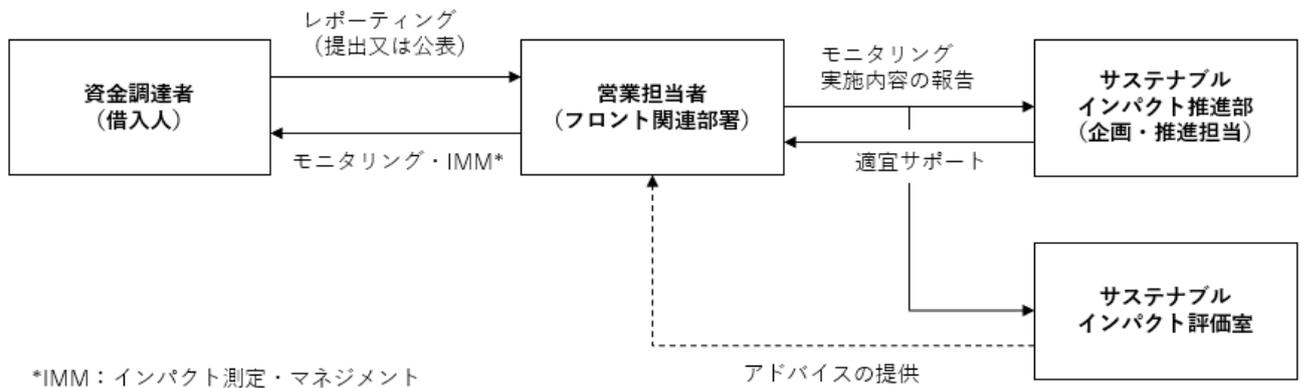
²⁰ 株式会社ジャックス 2024年3月12日リリース 「ジャックス、『健康経営銘柄』に初選定 『健康経営優良法人～ホワイト500～』にも7年連続認定」, https://ssl4.eir-parts.net/doc/8584/ir_material6/225826/00.pdf (アクセス日: 2025年1月17日)

2-3. モニタリング

ポジティブ・インパクト・ファイナンスでは、ファイナンスの実行後も意図されたポジティブなインパクトが引き続き創出されるとともに、事業活動に付随する重大なネガティブインパクトが継続的に回避・緩和されているかをモニタリングする。ここでは、本ファイナンスにかかる貸付人のモニタリング方針等を確認する。

(1) 貸付人のモニタリング実施体制

コミットメントライン設定契約証書の締結以後のモニタリング実施体制は以下のとおり。



(2) 貸付人のモニタリング方針と実施内容

金銭消費貸借契約書の締結以後、ローン期間に亘り、貸付人（SBI 新生銀行）は少なくとも年に1回以上及びKPIの進捗に重大な悪影響を及ぼす事象が発生した場合には、設定したKPIの進捗状況や借入人の対応方針をモニタリングするとともに、必要に応じて借入人との間で対話を行い、インパクトマネジメントの支援に努めるとのことである。

(3) 契約書等への規定状況

評価室は、本ファイナンスに付随して借入人から提出されるポジティブ・インパクト・ファイナンス特約書を確認し、設定されたKPIの進捗状況を含む適切なレポートが確保されていることを確認した。

項目	規定内容等
報告	<ul style="list-style-type: none"> 各事業年度末（初回は2025年3月末日）から4ヶ月以内に、本件KPIの進捗状況を、貸付人宛てに書面で報告すること。ただし、借入人が借入人のウェブサイト上で本件KPIの進捗状況を公開し、その旨を貸付人へ通知したときは、本号第一文の報告があったものとする。 貸付人が請求した場合は、合理的に提出可能な資料を添付のうえ本件KPIの進捗状況を速やかに報告すること。 本件KPIの達成に重大な影響を及ぼす、または及ぼす可能性のある事象が発生した場合、直ちにその旨を貸付人に報告し、対応について貸付人と対話すること。
KPIの変更	<ul style="list-style-type: none"> 借入人が、その経営方針や経営計画の変更などにより、已むを得ず本件KPIの変更を行う必要がある場合や外部環境の変化や事業の進捗状況などにより本件



	KPI の変更が望ましいと考えられる場合、借入人および貸付人は誠実に協議し、適切な KPI について再度合意するものとする。
設定された KPI	省略

2-3 の結論

本ファイナンスの実行後も、意図されたポジティブなインパクトの実際の発現状況や、事業活動に付随する重大なネガティブインパクトが継続的に回避・緩和されているかをモニタリングする体制となっていることを確認した。

ポジティブインパクトとしての適格性についての結論

評価室は、評価対象のファイナンスについて、PIF 原則の原則 1 が定める定義を満たしており、ポジティブ・インパクト・ファイナンスとして適格であると評価した。

(この頁、以下余白)



3. PIF モデルフレームワーク例示事項の採用状況について

透明性の向上を目的として、前の段階で実施されたインパクト分析（インパクトの特定、評価、モニタリング）の実践内容が、PIFモデルフレームワークが例示する内容をどの程度採用しているかを確認し、その結果概要を示す。但し、PIFモデルフレームワークは絶対的なものではなく、試行錯誤を繰り返しながら継続的に改良・更新されるライブツールとして設計されていることがPIFモデルフレームワーク上でも明記されている。多くの項目が、「あり得る手法とツール」(possible approaches & tools)として示されているため、その性質を鑑みモデルフレームワークに対する準拠性を判断するのではなく、その採用状況を確認することとした。

1) 特定 (Identification)

UNEP FI のインパクトレーダーを基礎ツールとしつつ、借入人が属する産業セクターや事業内容を踏まえた上で調整を行ったコア・インパクト（ポジティブインパクトとネガティブインパクトの両方）を、「2-1. インパクトの特定」で記載している。また公開情報や借入人へのインタビューを通じてインパクトに係る戦略的な意図を確認するとともに、付随するネガティブな側面への対応も合わせて確認している。なお貸付人の「責任ある投融資に向けた取組方針²¹」等に抵触しないことを確認している。

2) 評価 (Assessment)

Part I .2.では、ポジティブインパクトの増大に向けた複数の KPI が設定されている。また、借入人の全社的な環境・社会リスクマネジメントの状況に加え、特定されたネガティブなコア・インパクトごとのマネジメント体制・取組状況を確認し、ネガティブなインパクトが適切に緩和・管理されている/されつつあることを確認した。これらを踏まえ、評価対象案件がポジティブインパクトとして適格であると結論付けている。

3) モニタリング (Monitoring)

ポジティブインパクトが発現しているか、また、ネガティブインパクトが継続的に回避・緩和されているかについて、設定した KPI や目標に対する進捗状況を通じて、ファイナンス期間に亘って継続的にモニタリングされる予定である。ポジティブ・インパクト・ファイナンス特約書にて、少なくとも年に1回以上定期的に、また例外的な事象が発生した場合にレポートが行われることとなっている。

PIF モデルフレームワーク例示事項の採用状況についての結論

評価室は、評価対象のファイナンスの組成・実行にあたってはインパクトの特定・評価を含め、PIFモデルフレームワークが例示する分析のツールやアプローチを多数採用したうえでインパクトの特定・評価等がなされていることを確認した。

²¹ SBI 新生銀行, 責任ある投融資に向けた取組方針, <https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/sustainability/policy/investment.html>
(アクセス日: 2025年1月17日)



Part II：PIF 原則への適合性について

PIF 原則は、貸付人を主体とするファイナンス原則である。そのため Part II では、貸付人による対象案件の組成・実行プロセス等を、PIF 原則が示す各原則及びその要素に適合しているかを確認し、原則 3 で示される透明性を確保することを目的に確認結果の概要を開示する。なお、PIF 原則は、金融機関が自身のポートフォリオの全体にわたってポジティブインパクト金融を特定、推進し、伝達することを趣旨とした一連のガイドラインとして位置づけられている。

1) 定義 (DEFINITION)

借入人の事業全体に関し、持続可能な発展の 3 つの側面（環境、経済、社会）のいずれについてもネガティブインパクトが特定・緩和されているとともに、社会面及び環境面でポジティブインパクトが期待される。

2) 枠組み (FRAMEWORK)

SBI 新生銀行が策定し DNV ビジネス・アシュアランス株式会社より第三者意見を取得した PIF 実施フレームワークでは、ポジティブインパクトを判断するための一定のプロセス、基準、方法を設定している。またファイナンス期間に亘ってモニタリングを行うこと、そのためのプロセス、基準、方法を定めている。なおこれらプロセスの実施においては、社内の専門部署であるサステナブルインパクト推進部（企画・営業推進担当）及びサステナブルインパクト評価室が、同フレームワークで定められたそれぞれの役割を担っている。

3) 透明性 (TRANSPARENCY)

本評価書、及び、目標に対する KPI の進捗状況を年 1 回記載するモニタリングシートを開示することにより、透明性が確保されている。またポジティブ・インパクト・ファイナンス特約書にて、少なくとも年に 1 回以上定期的に、また例外的な事業が発生した場合にレポートが行われることとなっている。

4) 評価 (ASSESSMENT)

特定されたコア・インパクトについては、PIF モデルフレームワークに沿った評価を実施している。また「ポジティブ・インパクト・ファイナンス実施フレームワーク」に規定されたとおり、一次的なコア・インパクトの特定及び KPI 設定を含むモニタリング案の作成を営業部店及びサステナブルインパクト推進部（企画・営業推進担当）が実施し、かかる内容の適切性の確認及びインパクトの評価を、社内で一定の独立性を確保したサステナブルインパクト評価室が行っている。

表 1：PIF 原則が例示するポジティブ・インパクト・ファイナンスの評価基準

	PIF 原則が例示する観点	評価内容
多様さ	多様なポジティブインパクトがもたらされるか	「資源及びサービスの入手可能性、アクセス性、手頃さ、質（金融）」、「気候の安定性」、「健康と安全」、「公平性と正義（ジェンダー平等）」等、多様なポジティブインパクトが見込まれる。



大きさ	大きなインパクトがもたらされるか	一定規模のインパクトが期待される。
資本効率性	投下資本に対して大きなインパクトがもたらされるか	本ファイナンスは特定のプロジェクトに紐づいたものではなく、本ファイナンスに関する資本効率性の評価は困難である。
民間資金の活用度合い	公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか	民間企業の事業活動を評価するものであり、当該観点での分析はそぐわないことから評価は行わない。
追加性	追加的なインパクトがもたらされるか	借入人が事業として重点を置いており KPI にも設定している太陽光ローン、及び、蓄電池ローンは、再生可能エネルギーの更なる普及を後押しするとともに、同エネルギーに係る課題（電源の不安定性、蓄電の困難性など）にも蓄電池利用の後押しという形で貢献するもの出ると考えられ、活動の追加性・貢献性が認められると考えられる。

Part II : PIF 原則への適合性についての結論

評価室は、対象案件にはポジティブ・インパクト・ファイナンスとしての適格性が認められるとともに、評価対象のファイナンスが PIF 原則に沿って組成・実行されており同原則への適合性が認められるものであると判断した。

本評価の最終結論

評価室は、評価対象のファイナンスの組成・実行にあたってはインパクトの特定・評価を含め、PIF モデルフレームワークが例示する事項も採用しながらインパクトの特定・評価等がなされており、その結果対象案件にはポジティブ・インパクト・ファイナンスとしての適格性が認められるとともに、ファイナンスは PIF 原則に沿って組成・実行されており PIF 原則への適合性が認められるものであると判断した。

以上

**【ご留意事項】**

- (1) 本資料は、評価対象案件についてポジティブ・インパクト・ファイナンスとしての適格性を評価することを目的としています。本資料及び本資料に係る追加資料等により弊行が参加金融機関に対して本取引への参加を斡旋、推奨、勧誘又は助言するものではありません。参加金融機関は、自らの情報に基づき、自らの責任において分析・検討し、本取引への参加判断を行ってください。
- (2) 本資料は、株式会社ジャックス（以下、「借入人」という。）から提供された情報及び一般に入手可能な公開情報他、弊行が信頼できると判断した情報をもとに作成されておりますが、弊行はその内容・記述について、真実性、正確性、完全性及び網羅性を保証するものではなく、本資料はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、弊行は状況の変化等に応じて、弊行の判断でポジティブインパクト金融原則等への適合性に関する評価を変更・保留したり、取り下げたりすることがあります。弊行は、本資料の誤りや変更・保留、取り下げ等に関連して発生するいかなる損害や損失についても一切の責任を負いません。
- (3) 弊行は、本取引以外の取引において借入人等に関する情報を保有又は今後取得する可能性があります。これらの情報を開示する義務を負うものではありません。
- (4) 本資料の著作権は株式会社 SBI 新生銀行に帰属します。弊行による事前承諾を受けた場合を除き、本資料に記載された情報の一部あるいは全部について複製、転載又は配布、印刷など、第三者の利用に供することを禁じます。

【指定紛争解決機関】

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室